

大津市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び法第22条に規定する報告の徴収等の実施に関して、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 法第9条第1項の登録の申請を行おうとする者は、同項の規定に基づき規則第7条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第3条 法第10条第3項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第1号）により行うものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第10条第4項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第3号）により行うものとする。

(登録事項等の変更)

第6条 規則第17条第1項に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書及び同条第2項に定める書類は、変更が生じた日から30日以内に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 法第14条の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の廃止届出書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録簿の閲覧等)

第8条 法第13条の登録簿は、都市計画部住宅課（以下「閲覧所」という。）に備え付け、閲覧に供する。

2 前項の閲覧の時間は、大津市の休日を定める条例（平成元年大津市条例第67号）第1条第1項各号に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

3 第1項の登録簿を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

4 市長は、係員の指示に従わない閲覧者又は登録簿を汚損し、若しくは毀損するおそれがあると認めた閲覧者に対して、登録簿の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

5 市長は、登録簿の整理その他の理由により、閲覧を停止することができる。この場合において、市長は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(報告の徴収)

第9条 法第22条の報告は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告依頼書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の依頼を受けた登録事業者は、市長が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(指示)

第10条 法第23条の指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業管理状況確認結果通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の指示を受けた登録事業者は、速やかに措置を講じ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善状況報告書(様式第8号)を提出することにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第11条 法第24条第3項の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、大津市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等について必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要領は平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要領は平成30年10月9日から施行する。

附 則

この要領は令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は令和4年2月7日から施行する。